

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、語学教室の教師として勤務していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅で死亡した。死体検案書には、「直接死因：急性心機能不全（推定）」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者に発症した疾病及び被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁の意見
(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認め

られるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の疾病名と発症時期については、決定書理由に説示するとおり、被災者は、平成〇年〇月〇日、「急性心機能不全」（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。
- (2) 虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 被災者の異常な出来事への遭遇について、被災者の手帳、会社関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、被災者が異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。
- (4) 被災者の労働時間についてみると、監督署長は、被災者の労働時間を、出勤簿を基礎として算定している。この点については、請求人自身が、要旨、「被災者の勤務時間は、月曜日から金曜日までは、午前〇時から午後〇時頃までだと思ふ。」と述べている。また、Cは、要旨、「被災者の勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前〇時から午後〇時までで、隔週土曜日に、〇分間のクラスを担当していた。」と述べ、DやEも、被災者は午前〇時頃に出勤し、午後〇時頃に帰っていた旨を述べている。

なお、請求人は、被災者が土曜日に毎週出勤し、午前〇時から午後〇時まで就労していた等の主張をしているので、被災者の土曜日の就労状況について被災者の手帳、会社が作成したスケジュール表、会社関係者からの聴取書などの審査資料を精査したが、上記出勤簿に記載された土曜日の労働時間以外に被災者が就労していたことを確認することができる客観的かつ的確な資料はなかった。

以上のとおりであるから、当審査会は、出勤簿に記載された被災者の労働時

間は、おおむね正確な被災者の労働時間を記載しており、同出勤簿を基礎として行われた監督署長の労働時間の算定は妥当であると判断する。したがって、請求人の前記第3の1（略）の主張は、採用することができない。

- (5) 被災者の短期間の過重業務について検討すると、決定書理由に説示のとおり、被災者の本件疾病の発症前おおむね1週間における時間外労働時間は認められない。また、被災者の業務に過重性をもたらす労働時間以外の負荷要因について、一件記録を精査しても、負荷要因は認められない。したがって、当審査会としても、被災者が、本件疾病の発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に就労したと認めることはできない。
- (6) 被災者の長期間の過重業務について検討すると、決定書理由に説示のとおり、被災者の発症前1か月の時間外労働時間数は8時間であり、また、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前4か月間における1か月当たりの時間外労働時間数である5時間15分が最長であり、いずれも認定基準に定められた1か月当たり80時間には達していない。また、被災者の業務に過重性をもたらす労働時間以外の負荷要因について、一件記録を精査しても、負荷要因は認められない。したがって、当審査会としても、被災者が、本件疾病の発症前おおむね6か月間にわたって、特に過重な業務に就労したと認めることはできない。
- (7) 上記のとおり、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、認定基準の「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症が、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。
- (8) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものはいだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。